

令和7年度 服装規定

1 学ラン・カッターシャツタイプ

※ 次年度に向けて校則の見直しをしていきます。

(1) 冬 服

ア 上 着

- ・ 黒詰め襟の標準学生服を着用する。
- ・ 上着の下には、白のカッターシャツを着用する。
- ・ カッターシャツの下には、シャツから透けない色で、はみ出さないように中着を着用する。
(ワンポイント可)

※寒い場合は、カッターシャツの上に、上着と同系色（白色や灰色は可）のトレーナー、セーター、カーディガンまたは学校ジャージを、上着からはみ出さないように着用しても構わない。

イ ズボン

- ・ 黒の標準ズボン（ノータック、ポケットは斜めポケット）を着用し、黒色ベルトをつける。

ウ ボタン

- ・ 中学生用ボタン（不要な飾りはつけない）とし、裏ボタンも指定のものとする。

(2) 中間服

ア 上 着

- ・ 白のカッターシャツを着用する。
- ・ カッターシャツの下には、シャツから透けない色で、はみ出さないように中着を着用する。

イ ズボン（冬服に準ずる）

(ワンポイント可)

(3) 夏 服

ア 上 着

- ・ 白の半そで開襟シャツを着用する。
- ・ 開襟シャツの下には、シャツから透けない色で、はみ出さないように中着を着用する。

イ ズボン（冬服に準ずる）

(ワンポイント可)

2 セーラー・ブラウスタイプ

(1) 冬 服

ア 上 着

- ・ 学校指定の紺のセーラー服を着用する。
- ・ 青のジャバラ（指定の色）二本線のものとする。
- ・ セーラー服の下には、セーラー服と同系色（白色や灰色は可）で、はみ出さないように中着を着用する。
(ワンポイント可)

※寒い場合は、セーラー服の下に、セーラー服と同系色（白色や灰色は可）のトレーナー、セーター、カーディガンまたは学校ジャージを、セーラー服からはみ出さないように着用しても構わない。

イ スカート

- ・ 丈の長さは、立て膝をして裾が床に着く長さとする。

ウ ネクタイ

- ・ 学校指定のものを着用する。

(2) 中間服

ア 上 着

- ・ 白のブラウス（ショールカラー）を着用する。
- ・ ブラウスの下には、ブラウスから透けない色で、はみ出さないように中着を着用する。

イ スカート

(ワンポイント可)

- ・ 学校指定の紺のジャンバースカートを着用し、布製のベルトをつける。
- ・ 丈の長さは、立て膝をして裾が床に着く長さとする。

ウ ネクタイ

- ・ 学校指定の青の棒ネクタイを着用する。

(3) 夏 服

ア 上 着

- ・ 学校指定の白のセーラー服を着用する。
- ・ セーラー服の下には、セーラー服から透けない色で、はみ出さないように中着を着用する。

イ スカート

(ワンポイント可)

- ・ 丈の長さは、立て膝をして裾が床に着く長さとする。

ウ ネクタイ

- ・ 学校指定のものを着用する。

※上記「透けない色」は令和5年度生徒指導部会において「白・黒・紺・ベージュ・グレー」と規定。

3 ネーム

- ・ 左胸のポケットのふちに、本校規定の名前入りネーム （1年：緑／2年：青／3年：白） を縫い付ける。

4 靴

- ・ 白一色の、ひも付き運動靴とする。
- ・ ワンポイント、色付きやライン付き、ハイカット、ミドルカットなどは不可とする。
- ・ 雨天時の雨靴の着用可(色や柄は特に指定しない)。雨が上がった時のことを考え、白靴も持ってくる。

5 上履き

- ・ 本校規定のスリッパ (1年：緑／2年：青／3年：赤) を使用する。

6 靴下

- ・ 白・黒・紺のスクールソックスを着用し、普通の状態であるぶしが完全に隠れる長さとする。
※ワンポイントは可とする。(メーカーロゴのみ。キャラクターは不可。囲んでいる・ライン等は不可)
- ・ スニーカーソックス、ルーズソックス、ハイソックスは禁止する。違反の状況によってはワンポイントの許可も見直す場合がある。

7 寒冷期(10月～3月)の服装について

- 寒冷期を設定し、その期間については以下の物の着用を許可する。
ただし、冬服と併用して着用することを原則とする。
- (1) 制服の上から着用する物について【ウィンドブレーカーの類を、原則、登下校時のみ】
 - ① 色は白・黒・紺・灰色・茶色を基調とした華美でないものとする。
なお、部活動でそろえているものは許可します。
 - ② 華美なもの・派手な色もの・大きいものは禁止です。
 - ア 華美なもの：フワフワがついたもの。動物の毛皮のようなもの。
派手な柄やキャラクターの柄のついたもの。
 - イ 派手な色もの：ピンク・赤・黄色・蛍光色等
 - ウ 大きいもの：靴に入らないようなものは、教室の棚にしまうことができません。
靴や道具と一緒に靴棚へしまうことができるサイズにしてください。
 - エ フードつきのもの、ベンチコート類、ボアコート類、ニット系のものは不可です。
 - ③ 生徒玄関に入ったら、外すこと。校舎内では着用しない。
- (2) 手袋・ネックウォーマーについて【原則、登下校時のみ】
 - ① 色は白・黒・紺・灰色・茶色を基調としたものとする。
 - ② マフラー、ニット帽については禁止とする。
 - ③ 頭にかぶったり、目隠しをしたり、違う目的で使用しないようにすること。
 - ④ 生徒玄関に入ったら、外すこと。校舎内では着用しない。
- (3) タイツの着用について(セーラータイプの制服)
 - ① 色は黒とする。柄の入ったものは不可とする。
 - ② タイツ短パン姿にならないようにする。

8 カバン

- (1) 通学カバン
 - ・ 学校指定の黒色の校章入りカバンを使用する。
 - ・ カバンにはキーホルダー(こぶし大の大きさまで)を1つのみつけてよい。補助バッグも同様とする。
 - (2) 補助バッグ
 - ・ 必要があれば学校指定の紺色のセカンドバッグを使用する。
 - ・ 付属の肩掛けストラップ以外は使用しない。また、つなげての使用もしない。
- ※補助バッグを利用してもなお、物が入りきらない時には、個別のバッグを併用して使用しても構わない。

9 頭髪や装飾品などに関すること

- ・ 学校生活(授業、給食準備等)の妨げになるような髪型、高校受験や就職試験の際にふさわしくないと判断される可能性のある髪型は避ける。
- (例) 全体を刈り込んで一部のみを残す、襟足を伸ばす、トップを極端に立てる、ラインを入れるなど。
- ・ 肩の線より長い髪は、切るかまたは後ろで結ぶようにする。
- ・ 前髪が目にかかるときはヘアピンで留める。
※ ゴムやヘアピン・カッチンドメの色は黒・紺。クリップ式や華美なもの・色つきは禁止。
- ・ 髪飾り等は使用しない。
- ・ 染髪・脱色、パーマ(ストレートパーマ・アイロンパーマ含む)など髪への加工は禁止。整髪料は使用不可。
- ・ 眉毛をいじらない。ただし、日常生活の妨げになる場合は保護者から担任へ相談する。
- ・ 化粧等(アイプチ、マスカラ、アイシャドウ、色つきリップなど)をしない。
- ・ リップ、日焼け止め、ハンドクリーム等は無色・無臭のみ可。
- ・ ピアス、カラーコンタクトは禁止。ミサンガ・ブレスレット等の装飾品は禁止。
- ・ 胸ポケットには何も入れない。

10 その他

- ・ 学校行事(式典等)の際は、指定された服装で登校することがあります。